

## 1 . 第 10 回対策委員会での各委員の意見概要

[第 12 回 対策委員会]

平成 20 年 2 月

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

第10回対策委員会での委員のご意見をとりまとめた。下記のとおり、各委員のご意見を項目別に整理した。

### 生活環境保全上の支障に関するご意見

<当座委員>

- ・超過量分の廃棄物310,000 m<sup>3</sup>を県の責任として除去して頂きたい。
- ・水銀、シス-1,2-ジクロロエチレンなど、初めは検出されない・・・モニタリングしていくうちに検出、それが濃度も高くなる状況もある。1回分析だけでは評価はし切れない。

<梶山委員>

- ・地下水の流向が経堂池の下の方で前回の調査と違う(市No.7を境にして、地下水流向が逆)当初の目的は、水銀汚染の汚染源がRD処分場なのかを見きわめるためだ。スポット測定で、そのたびに流向が違う測定は目的に沿った結論は出ない。
- ・RD処分場は中に何が入っているのかわからない。有機物の分解とよりも重金属だと有機塩素系だと非常に水に溶けにくく、通常の有機物の分解による安定化の目安で安定化を考えることは多分できない。

<尾崎委員>

- ・一体何が詰まっているのか全くわからない状況で予測するのは困難である。

### 対応策に関するご意見

<池田委員>

- ・最低限有害なものを除去して、いつどうなるかわからないけれども、当面有害なものを除去する範囲を行うかどうかを見極める必要がある。
- ・仮に40mの規模の遮水壁の実績がないからといって、遮水壁はせざるを得ない。

<岡村委員長>

- ・焼却炉は、各委員の意見は、除染して解体撤去。

<尾崎委員>

- ・廃棄物層と地下水帯水層とが接している箇所を重く見て対応を考える必要がある。
- ・廃棄物全部とるのには時間がかかりすぎる。非常に強烈な有害物をまずは取ってしまうことが基本である。

<梶山委員>

- ・有機物の分解による安定化の目安で安定化を考えることはできない。RDの場合、準好気性による分解は当てはまらない。
- ・各案を見る限り、一つの共通点として、緊急対策が必要である。緊急対策は、全周に遮水壁を設置し、上部からの浸透水を防ぐことである。
- ・緊急対策方法まで合意し、有害物の除去方法については議論できないのではないかと思う。

<高橋委員>

- ・この問題は目標が動くため、そこへついていくようなシステム、すなわち、徹底的に相手を調べて行うのではなく、今わかっている範囲で行い、相手が動いたら、それに合うように変えていく方法が必要である。
- ・B案を基本に、今の変化に感じられるようなのをつけ加えて頂きたい。

<当座委員>

- ・調査で判明した箇所を除去する案を提案する。試算をして頂きたい。

<早川委員>

- ・コストを低減することは可能性として処分先の検討が必要で、その計算をお願いしたい。

<横山委員>

- ・有害物質を撤去するというのが栗東市の委員会の意見。合理的に有害物質を取り除く調査が必要で、その費用が知りたい。
- ・対策工事の中で有害物の範囲を調べ、取り除いていく対策もある。
- ・遮水壁の効果があるとは思えない。どんな効果、実績があるのか知りたい。

### 跡地利用に関するご意見

<池田委員>

- ・周辺への汚染を除去するため、各4案に共通していることを行った上で、その土地にみんなが後からでも入れるレベルまでの支障の除去を行う。

<当座委員>

- ・10年、15年すれば廃止基準クリアできて跡地が利用できるという対策を考えて頂きたい。

### その他

<池田委員>

- ・対策方針に対して委員会全体の共通ビジョンの共有化が必要である。
- ・対策工を決めるには今まで行ってきた調査から判断することはある程度しかたない。

<梶山委員>

- ・測定を行うたび結果が違うため、リアルタイムの水位測定何カ所かで継続して行う必要がある。
- ・所有権問題は付託事項であるかどうかは別として、前提問題としては大変大事な問題。

<当座委員>

- ・分析は1回だけでは判らないため、あと1回か2回ぐらいの分析は必要である。
- ・廃止基準がクリアできるのであれば、その科学的根拠というものを示して頂きたい。

<高橋委員>

- ・この問題は余りも長期になっており、地元は大変な状態である。これからまた十何年というようなことになると、地元が気の毒である。短い期間にスタートし、将来変えるべきことがあれば変えられるという仕組みがよい。

<竹口委員>

- ・所有権問題は対策工を続けていくための保証として県が所有すべきだ。

<早川委員>

- ・優先順位を付けた答申。最終目標をターゲットとして大きな議論をすべきである。
- ・合意したところを積み上げ、課題は継続審議すべきで、これも一つの現実的な案。
- ・技術的な対策とは別にして、所有権問題については答申の中に加えるべきである。

## 対策方針に関する意見のキーワード

焼却炉は解体撤去

有害物の撤去

緊急対策の必要性（段階的な対応：緊急対策と恒久対策）

変化に応じられ対策方法

廃棄物許可量超過分の撤去

廃棄物と地下水帯水層とが接している箇所（エリア）の措置

廃止基準をクリアできる対策

跡地利用ができる対策

## 対策工法に係わる検討要求項目

有害物の除去方法（有害物の選別方法、除去方法）（横山委員）

廃止基準がクリアできる科学的根拠の提示。（当座委員）

調査で判明した箇所を除去する案を提案する。試算をして頂きたい。（当座委員）

コストを低減することは可能性として処分先の検討が必要。その計算をお願いしたい。（早川委員）

遮水壁の効果、実績があるのか知りたい。（横山委員）

## 各委員のご意見の概要（議事録より抜粋）

委員会の進行に沿った整理（順序）

### 梶山委員：測定を行うたび結果が違う・・・。リアルタイムの水位測定を行う必要がある。

地下水の流向が経堂池の下の方で前回の調査と違う（市 No. 7 を境にして、地下水流向が逆）。原因は何か。当初の目的は、水銀汚染の汚染源が R D 処分場なのかを見きわめるためだ。スポット測定で、そのたびに流向が違う測定は目的に沿った結論は多分出ない。

リアルタイムの水位測定何カ所かで継続してやる必要がある。

4P

### 当座委員：分析は1回だけでは判らない・・・。1回か2回ぐらいの分析は必要である。

水銀、シス-1,2-ジクロロエチレンなど、初めは検出されない・・・。モニタリングしていくうちに検出、それが濃度も高くなる状況もある。1回分析だけでは評価はし切れない。

あと1回か2回ぐらいは分析をしていただきたい。

5P

### 池田委員：対策工を決めるには今まで行ってきた調査から判断することはある程度しかたない・・・。

対策工をもうすぐ決めなければいけない・・・連続的な調査をして決めるような時間的なタイミングではない・・・。今まであるデータで推しはかって適切な対策工が決められる判断になる。必要な調査は今後も継続的に工事に行う。

ある程度見極め、どこまで調査を続けていかなければその対策が決められないのかということにかかわってくる。今までの中から判断することはある程度仕方がない・・・。

6P

### 梶山委員：安定化というのは何を指すのが実は大問題。大変楽観的に見過ぎている。

安定化は何を指すのが大問題。一般には、有機物の分解が一つの目安で可溶性の無機物が溶け出し、なくなっていく。R D 処分場は中に何が入っているのかわからない。有機物の分解とよりも重金属だとか有機塩素系だと非常に水に溶けにくく、通常の有機物の分解による安定化の目安で安定化を考えることは多分できない。

R D 処分場の場合、一般論的な図式（準好気性による分解）は当てはまらない。

遮水壁の信頼も含めて、不確定要素が多く、安定化のプロセスというのが非常に不安定で、予想したとおりにいかないという事実を余り見ていないのではないかと・・・。

9,10P

### 尾崎委員：廃棄物層と地下水帯水層とが接している箇所を重く見て対応を考える必要がある。

一体何が詰まっているのか全くわからない状況で予測するのは困難である。物事は分けて考える必要がある。工法そのものではなく、直近の部分はどうするか・・・。今すぐやるような部分。それから、有機物に関しては考え方がある。

廃棄物層と地下水帯水層がじかにつながっており、非常に危ない。

これは最終的には重く見て対応を考える必要がある。

10P

**當座委員：廃止基準がクリアできる科学的根拠というものを示して頂きたい。**

廃止基準がクリアできるような形での対策をずっとお願いしてきた。

廃止基準がクリアできるのであれば、その科学的根拠というものを示して頂きたい。 11P

**横山委員：有害物質を撤去するというのが栗東市の委員会の一致した意見。合理的に有害物質を取り除く調査が必要で、その費用が知りたい。**

有害物質を撤去するというのが栗東市の委員会の一致した意見。有害物質を全部撤去するのは無理で、ありそこを撤去する。有害物質や範囲、量についてはこれから調査する。例えば2m メッシュぐらいでボーリングを打って、全部分析を行い、有害物質だけは掘削する考え。

もしそういうことをやったら幾らかかるかという試算をお願いしたい。 12P

**早川委員：コストを低減することは可能性として処分先の検討。**

撤去した廃棄物を大阪湾のフェニックスへ持っていく案。これを甲賀市の滋賀クリーンセンターに持っていったら、コストが下がるのでは。運搬する距離は非常に短くなる。

コストを低減することは可能性としてあり得る。その辺の計算もお願いしたい。 12P

**當座委員：10年、15年すれば廃止基準クリアできて跡地が利用できるという対策を。**

廃止基準をクリアすると思うと、浸透水、地下水に出てきている有害物をどけないとクリアできない。有害物を除去する必要がある。

廃止基準が10年、15年すればクリアでき、跡地が利用できる対策を考えられたらいい。 13P

**尾崎委員：有害物・まずは取ってしまうことが基本である。**

廃棄物と地層が接している。廃棄物は水を通しやすいから地下水の方へ行く。それが元凶である。本当に危険なものを取ること全体のリスクは絶対下がる。全部撤去するのは時間がかかり、到達するのに10年かかったのではだめだ。

非常に強烈な有害物があれば取ってしまわないといけない。それは基本だ。工事により廃棄物をひっくり返すことで、地下水汚染を起こす可能性もある。 14P

**横山委員：効果はどうなるかの思想がないと問題。**

何がしたい、効果はどうなるかの思想がないと問題。もし全部取ることが不可能であれば、何と何だけは確実に押さえてやるための工事とどういう費用が必要なのかを知りたい。 15P

**當座委員：調査で判明した箇所を除去する案を提案する。試算をして頂きたい。**

ポイントをその深さまで掘って有害物を除去するということも可能なのではないか。できるだけ有害物を除去する方向で、それを目的とした対策を考えて頂きたい。

取り除く具体的な箇所を、今までの調査で判明した箇所を除去してくださいという形で提案するのでの試算をして頂きたい。 15、16P

**横山委員：対策工事の中で有害物の範囲を調べ、取り除いていく対策もある。**

調査を（細かく）するという意味ではなくて、対策工の中の一つとして考えられないか。わからないのにやるのかということですが、今でも全容がわかっているわけではない。調べながら除去していくということにならざるを得ない。

対策工事の中で有害物の範囲を調べ、取り除く対策もある。そういう対策案を検討して頂きたい。 16P

**池田委員：対策方針に対して委員会全体の共通ビジョンの共有化が必要である。**

生活環境上の支障の除去が目的。事務局が考えるレベルと、住民の考えるレベルと、多分技術的に考えているレベルは違っている。ビジョンが共有化されていない。

周辺への汚染をとめるため、4案に共通していることをやった上で、その中のものを最終的にどうしていくのか。その土地にみんなが後からでも入れるレベルまでの支障の除去にするのか。それとも、最低限有害なものを除去して、いつどうなるかわからないけれども、当面有害なものを除去する範囲を行うかどうかを見極める必要がある。

緊急的にやるべきことは何で、どこまでを共通のビジョンとしていくのか。皆が考えているベクトルが違っては議論にならない。 17P

**高橋委員：この問題は目標が動く。変化に応じられる対策方法が必要。**

物事を解決する場合、目標がじっとしている場合は撃ち落としやすい。この問題は目標が動く。相手が動けば、そこへついていくようなシステムでないと目的を達せられない。徹底的に相手を調べて行うのではなく、今わかっている範囲で行い、相手が動いたら、それに合うように変えていく。こういうやり方をやる必要がある。もう1つは、この問題は余りも長期になっており、地元は大変な状態。これからまた十何年というようなことになると、地元が気の毒。

ある程度短い期間にスタートし、将来変えるべきことがあれば変えられるという仕組みといい。B案にしていたら、今の変化に応じられるようなのをつけ加えて頂いたらいい。 17P

**早川委員：優先順位を付けた答申。最終目標をタ-ゲットとして大きな議論をすべきである。**

実際の工法の選定は、行政側が最終決断をすると思っている。我々は独自の立場で、次善の案は何なのか優先順位をつけて答申を上げればいいのか。

C案は支持する声がなく、A案の2つの案である全量撤去案、B案の2つの案に絞られている。優先順位をどうつけていくのか。

もう1つの論点は、緊急対策が必要かどうか。先にすべきだと考えるのか、あるいは全体のプランニングを全部してしまうのか、この論点は今後詰めなければいけない。

最終目標としてどこをターゲットにし答申をまとめるのか議論すべき各工法の議論を一々やっていっても意味がない。もう少し大きな議論をすべき。 20P

**梶山委員：一つの共通点として、緊急対策の必要性は合意。その後をどうするか・・・。**

各案を見る限り、一つの共通点として、緊急対策が必要である。  
 緊急対策として、全周に遮水壁を設置し、上部からの浸透水を防ぐことが一つの共通項である。  
 緊急対策を行った上で、有害物だけの撤去は可能か。対策の一環として調査することは可能で、その先の問題はとりあえず後回しにする。緊急対策を行う部分までは合意ができ、その後は、実はわからない部分があるから、この委員会とはまた別の委員会が必要なのか、あるいは行政だけでやるのかは別として、そういう工法を検討しながら、どこまでやるかという形なら、年度内に何とかまとまるのではないかと。 20P

**早川委員：合意したところを積み上げ、課題は継続審議すべき・・・これも一つの現実的な案だ。**

(高橋委員のご意見を受けて・・・) 目標が変わっていく・・・。それに対応できるような対応をすべきだ。A案とB案で共通する部分がある。遮水壁をつくるか、焼却炉を撤去するとかの合意は対策委員会できている。  
 合意を積み上げ、その後のことに関してはこういう可能性が残ことは継続審議すべきであるかを残すのも一つの現実的な案だ。 22P

**梶山委員：緊急対策方法まで合意し、有害物の除去方法については議論できないのでは・・・。**

遮水壁をつくることはほぼ合意に達している。それを基本的に1つ押さえると、有害物だけをターゲットにする工法が可能なのかの問題がある。この問題は、実はわからない部分で緊急対策をやった上で検討すればいい。答申内容として、緊急対策を行う。その先どこまで物を除去できるか、除去すればいいのか・・・は、調査をしないとわからない部分が相当あり、有害物がうまい具合にあるかどうか全くわからない。よく知っている人と、よくわかっていない人間が議論しても多分結論は出ない。緊急対策後、こういう調査をしながら次の工法を考える。そこまでしか多分議論できないのではないかと。 23P

**岡村委員長：焼却炉は、各委員の意見は、除染して解体撤去。遮水壁の評価は少し異なっている。**

焼却炉の問題等は、各委員からの意見は、当然これは除染して解体撤去という意見。合致を見るので、答申の内容に含めていくのだろう。難しいのは、遮水壁とかこういう問題をどう位置づけるか。委員によってそれぞれ評価は少し異なってくる。 23P

**横山委員：遮水壁の効果があるとは思えない。どんな効果、実績があるのか知りたい。**

効果を考えるに当たって、日本でどんな遮水壁がつけられていて、どんな効果があるかということを知りたい。どう考えても、遮水壁で効果が出るとは私は思えない。

だから、遮水壁はどんな効果があるのか、どういう実績があるのか知りたい。 24P

**池田委員：遮水壁の設置・・・完璧なものはないがせざるを得ない。**

仮に40mの規模の遮水壁の実績がないからできないという話にはならない。遮水壁はせざるを得ない。技術的に完璧なものはないがそれをやらないで、他に案はない。どういうトラブルがあったとか、可能性があるかないかを調べておくことは必要であり、やらざるを得ない。 25P

**當座委員：まずは廃棄物310,000 m<sup>3</sup>を県の責任として除去して頂きたい。**

検証委員会でも言われている。平成10年に追認した件で、追認するべきでなかった。今回廃棄物量は720,000m<sup>3</sup>だと判った。

許可されているのは約410,000 m<sup>3</sup>であるので、310,000 m<sup>3</sup>は県の責任として出して頂きたい。 26P

**早川委員：技術的な対策とは別にして、所有権問題については答申の中に加えるべきである。**

管財人がその所有権を放棄するというふうにはNHKニュースの方で報道されている。処分場の所有権問題は、対策委員会の最初のころで議論になったが、その後全く話に出ていない。公費を使って処分場をきれいにして、だれの手に移るかかわからないのは、納得がいかない。この問題は、対策委員会としてこうすべきだということ、技術的な対策とは別に、答申の中に加えるべきではないかと。

対策委員会は、この処分場問題が二度と起きないように答申をする責務がある。だからこそ検証委員会の報告も必要だ。 27P

**梶山委員：所有権問題は付託事項であるかどうかは別として、前提問題としては大変大事な問題。**

対策委員会の付託事項と、これ自体(所有権を放棄)は、密接な関係がある。いかなる対策工法をとるにしても、土地の所有者との関係というのは無視できない。県が引き取るという前提でないと万全の工法は考えられない。所有権を放棄しても責任はついて回るはず。県が原状回復を含めた生活環境の保全上の支障の措置をとることは、所有権の一部について既に関与しているわけである。これは前提問題として考えていかなければいけない問題で、答申の中にも、県はこの土地を取得するつもりか、あるいは県自体は所有権を持たないつもりでやるかは、対策のやり方も多分変わってくる。

そういう意味で付託事項であるかどうかは別として、前提問題としては大変大事な問題だ。 28P

**竹口委員：所有権問題は対策工を続けていくための保証として県が所有すべきだ。**

所有権の問題は、私たちは対策工を続けていくための保証として県に持ってほしい。栗東の新幹線問題みたいに、知事がかわってもうやめたというようなことでは困る。そういう意味で県が所有すべきだ。 31P